

目標設定型排出量取引制度における
中小企業等が設置する事業所の目標削減率の緩和
に関するガイドライン

2020（令和2）年4月

埼玉県環境部

目 次

1 本ガイドラインの目的	1
2 中小企業等への対応.....	1
3 適用期間.....	2
4 中小企業等の定義	2
(1) 中小企業等について.....	2
(2) 中小企業者について.....	3
(3) 目標削減率の緩和対象にならない中小企業者について	7
5 具体的な手続.....	9
(1) 第2削減計画期間から大規模事業所であった事業所が緩和対象になる場合	9
(2) 第3削減計画期間において大規模事業所が承継された場合.....	12
(3) 目標削減率が緩和された翌年度以降の確認	13
(4) 中小企業等の目標削減率の緩和に係る手続のフローと提出書類	14

様式1 大規模事業所の目標削減率緩和申出書

(別添1) 設置者リスト

(別添2) 目標削減率の緩和対象となる中小企業等について

様式2-1～2 目標設定型排出量取引制度に係る目標削減率の緩和について

1 本ガイドラインの目的

本県では、令和2年3月に策定した埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）において、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するという目標を掲げている。

また、制度の基盤となる「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。）に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画」の作成・提出等を義務付けている。

さらに、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度（以下「本制度」という。）を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。

本制度においては、埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針（平成24年埼玉県告示第402号。以下「指針」という。）別表第4に定められた目標削減率について、同表備考1～4に基づき緩和措置を設けている。

本ガイドラインは、指針別表第4 備考1に基づき、中小企業等が設置している事業所について、緩和の要件及びその該当の可否を確認するための手順を記載したものである。

2 中小企業等への対応

本制度では、中小企業等への特別な配慮として、中小企業等が設置する大規模事業所¹のうち、下表に示す目標削減率が適用される事業所の目標削減率（指針別表第4第2 割合1に示す目標削減率）が4分の3に緩和される。

区分		目標削減率
第1区分	事務所、店舗、宿泊施設、熱供給事業所等（1-1区分）	22%
	上記のうち、他人から供給された熱の割合が2割以上であるもの（1-2区分）	20%
第2区分	第1区分以外の事業所	20%

ただし、大規模事業所の設置者が複数の場合は、全ての設置者が中小企業等に該当する場合にのみ目標削減率が緩和される。なお、大規模事業所の設置者には大規模事業者²に加えて、以下①及び②に該当する者も含まれる。

¹ 指針第3 1に規定する大規模事業所をいう。

² 指針第3 1に規定する大規模事業者をいう。

① 区分所有の建物³

大規模事業者である中小企業等が所有する面積（専有面積をいい、当該中小企業等が複数ある場合はその合計）が大規模事業所の床面積⁴の2分の1未満である場合に限り、区分所有者全員

② 一部をテナントに賃貸している建物⁵

一部に前年度のエネルギー使用量が原油換算で年間1,500kL以上となった事業所（以下「Bテナント等」という。）の占有する面積⁶が大規模事業所の床面積⁴の2分の1以上である特定事業者

中小企業等が設置する事業所が、トップレベル事業所（準トップレベル事業所を含む。）に該当する場合は、中小企業等が設置する事業所の緩和措置を適用した目標削減率に対して、トップレベル事業所の緩和率（1/2又は3/4）を乗じて当該事業所の目標削減率を算定する。

なお、中小企業等が設置する事業所が医療施設にも該当する場合は、医療施設に対する目標削減率の緩和は適用されない。

（例）区分Ⅱの事業所（目標削減率20%）が、中小企業等が設置する事業所の緩和措置に該当し、かつトップレベル事業所に該当する場合に適用する目標削減率は、次のように算定する。

$$\left(20\% \times \frac{3}{4} \right) \times \frac{1}{2} = 7.5\% \quad (\text{トップレベル事業所})$$

$$\left(20\% \times \frac{3}{4} \right) \times \frac{3}{4} = 11.25\% \quad (\text{準トップレベル事業所})$$

3 適用期間

本ガイドラインは第3削減計画期間（令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで）において、適用される。

4 中小企業等の定義

（1）中小企業等について

目標削減率の緩和対象となる中小企業等は、次に掲げる者である。

³ 構造上区分され、独立して住居・店舗・事務所・倉庫等の用途に供することができる数個の部分から構成されているような建物をいい、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の適用を受けるものをいう。

⁴ 大規模事業所の床面積は地球温暖化対策計画・実施状況報告書とともに提出する算定資料に記載された値と一致させること。

⁵ 大規模事業所である建物内にテナントとして入居している場合だけでなく、子会社が親会社の大規模事業所である工場の一部を使用している場合など、大規模事業所の一部に他の事業所がある場合がこれに該当する。

⁶ 大規模事業所内に2以上の事業所を有する場合は、特定事業者が設置する全ての事業所の床面積の合計で判断する。

番号	要件	本ガイドラインにおける分類
一	中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）	中小企業者
二	中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 7 号に規定する協業組合、同項第 8 号に規定する商工組合又は同項第 9 号に規定する商工組合連合会	組合等
三	中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 号に規定する事業協同組合、同条第 1 号の 2 に規定する事業協同小組合、同条第 2 号に規定する信用協同組合、同条第 3 号に規定する協同組合連合会又は同条第 4 号に規定する企業組合	
四	商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会	
五	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 3 条に規定する生活衛生同業組合、同法第 52 条の 4 第 1 項に規定する生活衛生同業小組合又は同法第 53 条第 1 項に規定する生活衛生同業組合連合会	
六	個人	個人

ただし、中小企業者については、大企業等が実質的に経営を支配する場合等は緩和の対象にならない。中小企業者の条件については後述する。

(2) 中小企業者について

対象となる中小企業者は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）で規定される中小企業者に限られるため、法人については会社法（平成17年法律第86号）上の会社に限られ、医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人など会社法以外の法律によって設立された法人については含まれない。また、国や地方公共団体も中小企業者には含まれない。

なお、中小企業者が外国会社の場合は、国内会社と同様の取扱いとする。

中小企業者とは、業種分類ごとに資本金・従業員数のいずれかが下表の数値以下である事業を営む会社及び個人である。当該企業が中小企業者であるかどうかについては、目標削減率の緩和措置を受けようとする年度の前年度末（3月31日）の状況に基づき判断する。第2削減計画期間までに大規模事業所となっている事業所については、令和元（2019）年度末の状況に基づき令和2（2020）年度に申告することになる。

業種分類	資本金又は出資総額	常時使用従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

ア 業種分類について

中小企業基本法上の業種分類は日本標準産業分類第10回改訂に基づき判断する。日本標準産業分類は現在第13回改訂が施行されているが、中小企業基本法上の中小企業者の範囲における業種については、従前のおり取り扱う。

中小企業基本法上の業種分類と日本標準産業分類第10回改訂との対応関係は次のとおりである。

中小企業基本法上の業種分類	日本標準産業分類（第10回改訂）	日本標準産業分類（第13回改訂）
製造業、建設業、運輸業その他の業種	下記以外の全て	下記以外の全て
卸売業	大分類I（卸売・小売業、飲食店）のうち 中分類48（各種商品卸売業） 中分類49（繊維・衣服等卸売業） 中分類50（飲食料品卸売業） 中分類51（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類52（機械器具卸売業） 中分類53（その他の卸売業）	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（飲食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）
小売業	大分類I（卸売・小売業、飲食店）のうち 中分類54（各種商品小売業） 中分類55（繊維・衣服・身の回り品小売業） 中分類56（飲食料品小売業） 中分類57（自動車・自転車小売業） 中分類58（家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業） 中分類59（その他の小売業） 中分類60（一般飲食店） 中分類61（その他の飲食店）	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（繊維・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）

サービス業	大分類L（サービス業）の全て	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）
-------	----------------	---

日本標準産業分類の詳細については総務省のホームページを参照のこと。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

「不動産賃貸」については、貸事務所業は不動産業(中小企業基本法上の業種分類は「製造業、建設業、運輸業その他の業種」)となる。

一方、以下の事業所はサービス業（中小企業基本法上の業種分類は「サービス業」)となる。

- ・映画館、劇場、スポーツ施設などを賃貸する事業所
- ・講演会、展示会、集会などを主として各種集会及び催しに対し、その利用に供する施設を貸し出す事業所

イ 従業員数について

従業員とは労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」とする。

このため、パート労働者であっても正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱う。

また、目標削減率の緩和措置を受けようとする年度の前年度末（3月31日）の時点の従業員数を中小企業者に該当するかどうかの判断に用いる。

なお、出向者については、当該企業から他企業への出向者は、当該企業に籍が残っていたら従業員数に含め、他企業から当該企業への出向者は当該企業との雇用関係がなければ従業員数には含めない。

(参考)中小企業基本法所管の中小企業庁による中小企業の解説

http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

<参考>

～労働基準法～

(解雇の予告)

第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能になった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においてはこの限りでない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。

第21条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

一 日日雇い入れられる者

二 2箇月以内の期間を定めて使用される者

三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者

四 試の使用期間中の者

(3) 目標削減率の緩和対象にならない中小企業者について

(2) に規定する中小企業者の要件に該当する場合であっても、大企業等が経営を実質的に支配する場合等は目標削減率の緩和対象とはならない。具体的には次のいずれかに該当する場合とする。

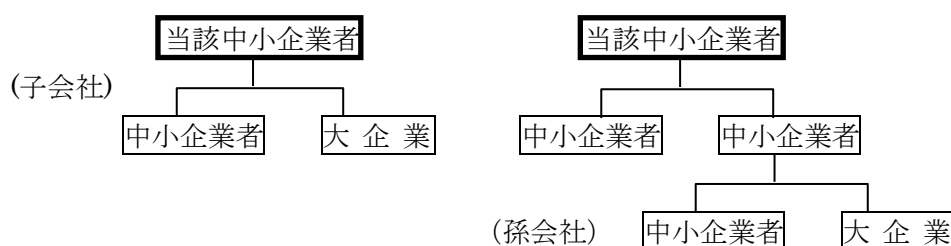
なお、大企業等が外国会社の場合は、国内会社と同様の取扱いとする。

ア 大企業を子会社に持つ場合(特定中小企業)

大企業（中小企業者以外の会社をいう。）を子会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 9 条第 5 項の子会社をいう。）に持つ場合は、本制度の削減義務の対象外となる中小企業者から除く。

孫・玄孫等の資本関係であっても中小企業者が大企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものであることには変わりがないので、同様に本制度の目標削減率緩和の対象とはならない。

例えば、以下のような場合、当該中小企業者はいずれも特定中小企業となり目標削減率緩和の対象とはならない。



イ 大企業若しくは特定中小企業又はその役員が当該中小企業の経営を実質的に支配している場合

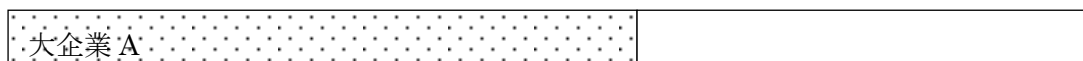
指針では、経営を実質的に支配しているとみなすものとして、指針別表第 4 備考 1 イからエに掲げるとおり 3 つの場合を規定しており、以下のような場合、当該中小企業者はいずれも目標削減率緩和の対象とはならない。

- ① 一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している場合
- ② 複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している場合

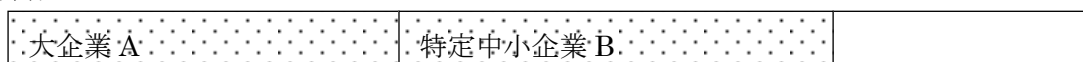
- ③一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の二分の一以上を兼務している場合

例えば、以下のような場合、当該中小企業者はいずれも目標削減率緩和の対象と
ならない。

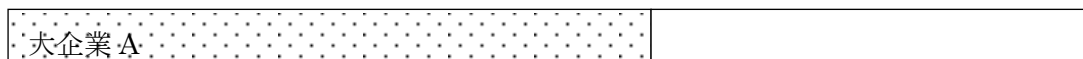
- ①一の大企業が当該中小企業者の発行済株式の二分の一以上を所有



- ②複数の大企業若しくは特定中小企業が当該中小企業者の発行済株式の三分の二以上を
所有



- ③一の大企業の役員が当該中小企業者の役員総数の二分の一以上を兼務



ウ その他、目標削減率の緩和対象とならない場合

以下の者が経営を実質的に支配している場合、当該中小企業者はいずれも緩和
対象とはならない。

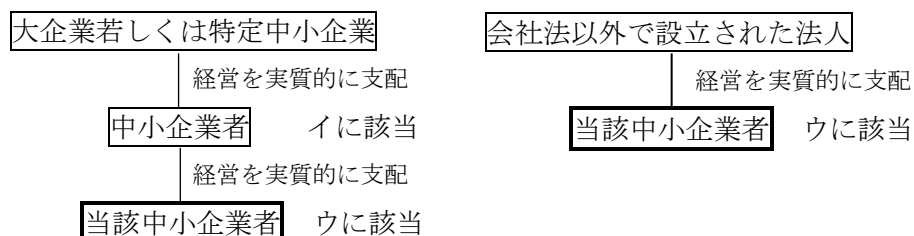
- ・ア及びイに該当する中小企業者
- ・会社法以外で設立された法人（医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人など）
- ・国及び地方公共団体

経営を支配する形態としては大企業や特定中小企業による支配関係と同様に、
上記イ①から③までのような出資や役員兼務による経営への関与が考えられる。

例えば、以下のような場合は、経営を実質的に支配しているとみなす。

- ・上記の法人が単独で当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している場合
- ・上記の法人と大企業が、合わせて当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している場合
- ・当該中小企業者の役員数の二分の一以上が1つの上記の法人の役員、職員などに相当する構成員である場合

ウにおける以上を踏まえ、以下の2事例における当該中小企業者は、いずれも緩和対象とはならないこととなる。



5 具体的な手続

(1) 第2削減計画期間から大規模事業所であった事業所について初めて緩和措置

を受ける場合（大規模事業所が第3削減計画期間において承継された場合を除く。）⁷

第2削減計画期間から大規模事業所であった事業所（大規模事業所が第3削減計画期間において「大規模事業所の廃止等による削減計画期間の変更等に係る要綱」（以下「廃止要綱」という。）第5条第1項又は第2項に基づき承継された場合を除く。）の設置者全員が中小企業等に該当する場合には、緩和措置を受けようとする年度の9月末までに「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」（様式1）を提出する。

この申出書により、設置者全員が中小企業等に該当することを埼玉県が確認した場合は、大規模事業者に対して様式2-1により通知することで、「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」を提出した年度について目標削減率の緩和が適用される。

初めて緩和措置を受ける大規模事業所（廃止要綱第5条第1項又は第2項に基づき承継された場合を除く。）については、「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」の提出期限は9月末であり、例えば、令和2（2020）年度に緩和対象となる場合は令和2（2020）年9月末までとなる（翌年度以降は（3）アを参照）。

ア 大規模事業所の目標削減率緩和申出書

① 「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」の提出について

大規模事業者が、設置者全員が中小企業等に該当することを記載した「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」により行う。目標削減率の緩和が適用された後の翌年度以降は、前年度からの変更点の有無についても当該申出書により行う。

⁷ 平成24年度以降に新たに大規模事業所になった事業所のうち、第3削減計画期間における目標削減率（第1区分：22%、第2区分：20%）が適用されていない大規模事業所は、緩和対象とならないため手続きは不要である。

② 「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」の根拠書類

「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」には、「設置者リスト」（様式1 別添1）、及び区分所有の建物又は一部をテナントに賃貸している建物（当該建物の一部にBテナント等が占有する場合に限る。）については次の表に掲げる根拠書類を添付する。他に「確認する事項」を確認できる書類があれば必要に応じて添付すること。また、申告事項の確認のためにフロアマップやBテナント等の配置図面等について埼玉県から提出又は提示を求める場合があるので留意する必要がある。

なお、設置者リストには、大規模事業者、区分所有者全員（大規模事業者である中小企業等が所有する面積（専有面積をいい、当該中小企業等が複数ある場合はその合計）が大規模事業所の床面積の2分の1未満である場合に限る。）及び当該事業所の一部を占有するBテナント等を設置する特定事業者を記載する。

「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」の根拠書類

(区分所有の建物又は一部をテナントに賃貸している建物について原則として添付するもの)

「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」の根拠書類	確認する事項
建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明のあるもの）原本	所有者名、所有面積等
使用賃貸借契約書	Bテナント等を設置する特定事業者の占有面積

所有者の判断において、契約による所有権移転がまだ登記に反映されていないなどの理由で登記が事実と異なる場合には、契約書の写しなど真の権利関係を証明できる書類を添付する。

イ 目標削減率の緩和対象となる中小企業者について

① 「目標削減率の緩和対象となる中小企業者について」の提出について

「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」の添付書類として設置者である中小企業者について、発行済株式の総数、資本金の額、業種分類、従業員数などの情報及び大企業等が経営を実質的に支配していないことを示す「目標削減率の緩和対象となる中小企業者について」（様式1 別添2）を提出する。

1つの大規模事業所に対して設置者が複数いる場合は、設置者ごとに作成し、全ての設置者が中小企業等に該当することの確認を受ける。

なお、組合等及び個人については提出不要である。

②「目標削減率の緩和対象となる中小企業等について」の根拠書類

「目標削減率の緩和対象となる中小企業等について」に添付する根拠書類は次の表のとおりである。他に「確認する事項」を確認できる書類があれば必要に応じて添付する。また、申告事項の確認のために株主名簿、決算報告書、事業報告書、株主総会の資料や議事録等について埼玉県から提出又は提示を求める場合があるので留意する必要がある。

別添2の根拠書類①(原則として添付するもの)

「目標削減率の緩和対象となる中小企業等について」の根拠書類	確認する事項
登記事項証明書（商業登記簿謄本）（原則発行後3か月以内のもの） ⁸	資本金・株主数・発行済株式総数・業種・役員数等
会社概要・パンフレット等（外部に公表・配布等を行っているもの）	業種・従業員数等

従業員数については、各資料によって時点が異なることが想定されるので、なるべく3月31日に近い日付のもの、3月31日現在の従業員数が推定できる資料があることが望ましい。

上表に掲げたもの以外では、標準報酬月額算定基礎届総括表附表(雇用に関する調査票)、給与所得の源泉票等の法定調書合計表など従業員数について公的機関に申告した書類が確認書類として考えられる。

ただし、「資本金」又は「従業員」いずれかの要件を満たせば「中小企業者」となるので、商業登記簿謄本などで「資本金」の要件を満たしていることが確認できればこれらの追加書類は不要である。

別添2の根拠書類②（必要に応じて提出又は提示を求めるものの例）

「目標削減率の緩和対象となる中小企業等について」記載事項確認のために埼玉県が提出を求める可能性のある書類の例	確認する事項
株主名簿	株主名及び所有株式数
決算報告書	業種等
事業報告書	株主総数、大株主、従業員数、子会社の状況 等
株主総会の資料や議事録	代表者や役員の兼務状況等

⁸ 発行後3か月以内のものがすでに提出されている場合は、その写しを提出することで差し支えない。

(2) 第3削減計画期間において大規模事業所が承継された場合

第3削減計画期間において、廃止要綱第5条第1項又は第2項に基づき大規模事業所が承継された場合は、当該大規模事業所が承継された年度の翌年度の9月末までに、「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」を、別添1、2及び(1)に掲げた根拠書類とともに提出する。

提出された当該申出書により、設置者全員が中小企業等に該当することを埼玉県が確認した場合は、大規模事業者に対して様式2-1により通知することで、「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」を提出した年度から目標削減率の緩和が適用される。

なお、第3削減計画期間において、大規模事業所が廃止要綱第5条第1項又は第2項に基づき承継された場合、以下①から③までのうち変更(①については、設置者が新たに追加された場合に限る。)がなければ(1)に掲げた根拠書類の提出は必要ない。

①設置者⁹

②大規模事業者の専有面積

(大規模事業所の全部又は一部が区分所有建物に限る。)

③Bテナント等を設置する特定事業者の占有面積

(同一事業所内に複数のテナント等を有する場合はその合計)

なお、必要に応じて承継により新たに大規模事業者になった者が大規模事業者の要件を満たすことを確認¹⁰するために、建物の登記事項証明書、使用賃貸借契約書、又は工場立地法に基づく届出書類や廃棄物処理業許可証など公的書類などについて、埼玉県から提出又は提示を求める場合があるので留意すること。

⁹ 承継により新たに大規模事業者になった者が、前回「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」提出時に設置者であった場合は、(1)に掲げた根拠書類の提出は必要ない。

¹⁰ エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン第1部第2章1(2)に掲げる制度の義務者になり得る者であることを確認する。

「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」の根拠書類
(必要に応じて提出又は提示を求めるものの例)

「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」記載事項確認のために埼玉県が提出を求める可能性のある書類の例	確認する事項
建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明のあるもの）原本	所有者名
建物の使用賃貸借契約書、工場立地法に基づく届出書類や廃棄物処理業許可証など公的書類	賃貸者名、事業所で実施している事業を管理・運営している者の名称

(3) 目標削減率が緩和された翌年度以降の確認

ア 毎年度の確認

本目標削減率緩和措置は申出書の提出年度（例えば、令和3（2021）年度に本申出書を提出した場合は、令和3（2021）年度）のみに適用される。

したがって、引き続き緩和措置の要件に該当し、緩和措置を受ける場合、大規模事業所（廃止要綱第5条第1項又は第2項により承継された大規模事業所を除く。）は、毎年度7月末までに「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」を別添1及び2とともに提出する。

なお、以下①から③までの事項に変更（①については、設置者が新たに追加された場合に限る。）がなければ（1）に掲げた根拠書類は提出の必要はない。

①設置者⁹

②大規模事業者の専有面積

（大規模事業所の全部又は一部が区分所有建物に限り、大規模事業者が複数ある場合はその合計）

③Bテナント等を設置する特定事業者の占有面積

（同一事業所内に複数のテナント等を有する場合はその合計）

前年度から継続して目標削減率が緩和される場合は、様式2-1による埼玉県からの通知は行わない。

イ 設置者が中小企業等に該当しなくなったときの措置

設置者のうち一部又は全員が中小企業等に該当しなくなった場合は、「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」の提出は要さない。

目標削減率の緩和されている大規模事業所について、当該申出書（別添1及び2を含む。）が提出されなかった、又は中小企業等であることが確認できなかったことにより、目標削減率の緩和の適用を見直した場合は、埼玉県は大規模事業者の様式2-2により通知する。

ウ 第三者検証により設置者が中小企業等に該当しなかったことが明らかになったとき措置（大規模事業所の全部又は一部が区分所有建物である、又は大規模事業所の一部にBテナント等が占有する場合）

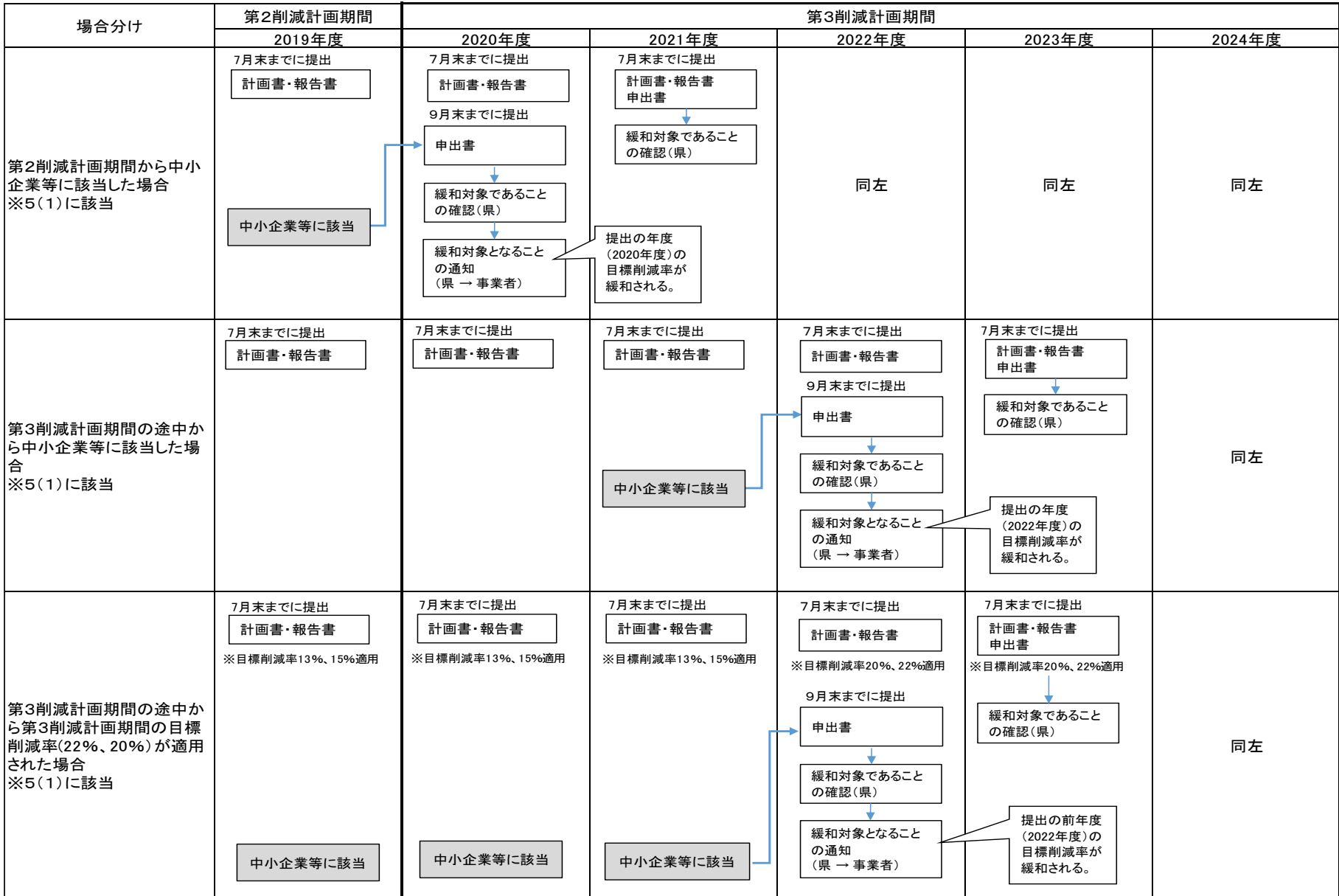
第三者検証により、目標削減率の緩和措置を受けた年度の前年度末（3月31日）時点の大規模事業所の床面積が変更になったことにより、目標削減率の緩和の適用を見直した場合は、埼玉県は大規模事業者の様式2-2により通知する。

目標削減率の緩和措置の適用の可否は、緩和措置を受けようとする年度の前年度末（3月31日）時点の状況で判断するため、年度途中で緩和措置の適用要件を満足しなくなった場合においても手続は不要である。

(4) 中小企業等の目標削減率の緩和に係る手続のフローと提出書類

中小企業等の目標削減率の緩和に係る手続のフロー図と書類一覧を次に示す。

中小企業等の目標削減率緩和に係る手続きフロー図



場合分け	第2削減計画期間		第3削減計画期間			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
承継により中小企業等が新たに大規模事業者となった場合 ※5(2)に該当			<p>大規模事業者に該当 (大規模事業所を承継)</p> <p>中小企業等に該当</p>	<p>7月末までに提出 計画書・報告書★</p> <p>9月末までに提出 申出書</p> <p>緩和対象であること の確認(県)</p> <p>緩和対象となること の通知 (県 → 事業者)</p>	<p>7月末までに提出 計画書・報告書★ 申出書</p> <p>緩和対象であること の確認(県)</p> <p>提出の前年度 (2022年度)の 目標削減率が 緩和される。</p>	同左
中小企業等に該当しなくなった場合 ※5(3)イに該当	<p>7月末までに提出 計画書・報告書</p>	<p>7月末までに提出 計画書・報告書</p> <p>中小企業等に該当</p>	<p>7月末までに提出 計画書・報告書</p> <p>9月末までに提出 申出書</p> <p>緩和対象であること の確認(県)</p> <p>緩和対象となること の通知 (県 → 事業者)</p>	<p>7月末までに提出 計画書・報告書 申出書</p> <p>緩和対象であること の確認(県)</p> <p>中小企業等に 該当しない</p>	<p>7月末までに提出 計画書・報告書</p> <p>緩和対象とならない ことの通知 (県 → 事業者)</p> <p>前年度 (2023年度)の目 標削減率は緩和 されない。</p>	同左
第三者検証により中小企業等に該当しなくなった場合 ※5(3)ウに該当	<p>7月末までに提出 計画書・報告書</p>	<p>7月末までに提出 計画書・報告書</p> <p>中小企業等に該当</p>	<p>7月末までに提出 計画書・報告書</p> <p>9月末までに提出 申出書</p> <p>緩和対象であること の確認(県)</p> <p>緩和対象となること の通知 (県 → 事業者)</p> <p>中小企業等に該当 ↓ 中小企業等に 該当しない</p>	<p>7月末までに提出 計画書・報告書 申出書</p> <p>緩和対象であること の確認(県)</p> <p>中小企業等に 該当しない</p>	<p>7月末までに提出 計画書・報告書</p> <p>検証結果報告書 (2021年度実績)</p> <p>2021年度の 延床面積が修正</p> <p>緩和対象とならない ことの通知 (県 → 事業者)</p> <p>2022、2023年度 の目標削減率は 緩和されない。</p>	同左

様式 1

大規模事業所の目標削減率緩和申出書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

提出者

印

個人事業者にあつては、住所
及び氏名（自署又は記名押印）

下記の大規模事業所について、令和 年度の目標削減率の緩和の適用を受けたいので、
「目標削減率の緩和対象となる中小企業者について」を添付して申し出ます。

緩和対象となる 大規模事業所	事業所番号		
	事業所の名称		
	設置者リスト	別添1のとおり	
	設置者の変更 <small>(申告初年度は記載不要)</small>		
	大規模事業者の 専有面積の合計 <small>(区分所有建物の場合のみ記載)</small>		m ²
	特定事業者の 占有面積 <small>(テナント等がある場合のみ記載)</small>		m ²
連絡先	所属事業者名		
	郵便番号		
	所在地		
	所属部署		
	担当者職名		
	担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
E-mailアドレス			
※受付年月日	年 月 日	※整理番号	
※備考			

- 注 1 複数の大規模事業所を設置している場合は、事業所ごとに作成すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。

日本産業規格A列4番

(別添2(1))

令和 年度

事業所番号

目標削減率の緩和対象となる中小企業者について

1. 目標削減率の緩和対象となる中小企業者に関する情報

事業者名(商号)			
設置者の種別			
大規模事業所に対する占有(専有)面積 ^{※1}			m ²
これ以降の項目は、中小企業等の種別が「中小企業者」の事業者のみが記入する。			
会社設立の年月日		年	月
従業員数(役員を除く。)			人
資本金の額(出資金)			千円
発行済株式	総数		株
	うち大企業等の保有数		株
役員数	全体		人
	うち大企業等の役員又は職員 ^{※2}		人
役員名	1		11
	2		12
	3		13
	4		14
	5		15
	6		16
	7		17
	8		18
	9		19
	10		20
日本標準産業分類による業種 ^{※3}	大分類		
	中分類		
	小分類		
中小企業基本法による中小企業者の業種分類			

※1 Bテナント等を設置する特定事業者又は区分所有建物の設置者(大規模事業者を含む。)以外は記載しない。

※2 中小企業(特定中小企業を除く)以外の法人(国等を含む)の役員又は職員が役員を兼務している場合はその数を記入する。

※3 業種は、売上高が最も大きな業種について、日本標準産業分類第10回改訂版に基づき記載する。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/5index.htm

(別添2(2))

2. 目標削減率の緩和対象とならない中小企業者に関する確認

中小企業者であっても、次の事項に1つでも該当する場合は目標削減率の緩和対象とはなりません。全ての項目について該当するか否かを確認してください。

記入欄	目標削減率の緩和対象 にならない条件	確認内容・方法
該 当 非該当	大企業(中小企業以外の会社)を子会社に持つ(特定中小企業)	子会社や孫会社の中に大企業があるかどうかについて、事業報告書等により確認する。
該 当 非該当	一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している	株式総数又は出資価額の総額の1/2以上を所有する大企業(その役員を含む。)又は特定中小企業(その役員を含む。)の有無について、株主名簿や事業報告書等により確認する。
該 当 非該当	複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、発行済株式の総数又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している	株式を保有する又は出資する大企業、特定中小企業(その役員を含む。)が複数存在する場合、その合計が株式総数又は出資価額の総額の2/3以上となることはないかを、株主名簿や事業報告書等により確認する。
該 当 非該当	一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、役員総数の二分の一以上を兼務している。	大企業、特定中小企業の役員、職員を兼務する役員が役員数の1/2以上であることはないか、社内で保有する役員履歴や役員選任時の株主総会の議事録・資料等により確認する。
該 当 非該当	上記に該当する中小企業、国や地方公共団体、会社法以外の法律により設立された法人(医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社等)などが実質的に経営を支配している。	上記に該当する中小企業、国や地方公共団体、会社法以外の法律により設立された法人(医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社等)などが、次の状態となっていないか株主名簿や事業報告書等により確認する。 ・単独で発行済株式の総数又は出資価額の総額の1/2以上を所有している。 ・複数で発行済株式の総数又は出資価額の総額の2/3以上を所有している。 ・これらの団体又は法人のうち、1の団体又は法人の役員又は職員が、役員総数の1/2以上を兼務している。

3 添付する書類

登記事項証明書(商業登記簿謄本)	△別紙()のとおり
会社概要・パンフレット等	△別紙()のとおり
その他(必要に応じて)従業員数の確認書類	△別紙()のとおり
建物の登記事項証明書	△別紙()のとおり
使用賃貸借契約書	△別紙()のとおり
	△別紙()のとおり
	△別紙()のとおり

※1 △印の欄には、添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

※2 従業員数は会社概要やパンフレット等で確認できればよい。それらの資料で確認できない場合は、必要に応じて従業員数について公的機関に申告した書類等を確認資料として添付すること。ただし、「資本金」の要件により中小企業者であることを満たす場合には従業員数の確認書類は不要である。

※3 上記書類の他、決算報告書や事業報告書、株主総会の資料、フロアマップや配置図面等について、必要に応じて埼玉県から提出を求める場合がある。

温 対 第 号
年 月 日

埼玉県環境部温暖化対策課長

(公 印 省 略)

目標設定型排出量取引制度に係る目標削減率の緩和について

年 月 日付けで提出された大規模事業所の目標削減率緩和申出書を
審査した結果、目標削減率を下記のとおり緩和しますので、通知します。

事業所番号			
事業所の名称			
事業所の所在地			
		適用される目標削減率	緩和対象の可否
事業所に適用される 目 標 削 減 率	令和 2 年度		
	令和 3 年度		
	令和 4 年度		
	令和 5 年度		
	令和 6 年度		
<p>留意事項 令和 年度以降の目標削減率の緩和は、設置者の一部又は全員が中小企業等に該当しなくなった場合又は令和 年度以降毎年「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」が提出されない場合、適用されません。</p>			

日本産業規格 A 列 4 番

温 対 第 号
年 月 日

埼玉県環境部温暖化対策課長

(公 印 省 略)

目標設定型排出量取引制度に係る目標削減率の緩和について

年 月 日付で提出された大規模事業所の目標削減率緩和申出書を審査した結果（ 年度に大規模事業所の目標削減率緩和申出書が提出されなかったことにより / 年度の第三者検証により）、令和 年度以降の下記事業所の目標削減率の緩和措置を取り消しましたので、通知します。なお、緩和措置取り消し後の目標削減率は下記のとおりです。

事業所番号			
事業所の名称			
事業所の所在地			
		適用される目標削減率	緩和対象の可否
事業所に適用される 目 標 削 減 率	令和 2 年度		
	令和 3 年度		
	令和 4 年度		
	令和 5 年度		
	令和 6 年度		

日本産業規格 A 列 4 番